

大阪労働局発表
令和8年9月11日

【照会先】
大阪労働局 労働基準部 労災補償課
(電話) 06(6949)6507

令和7年度「過労死等の労災補償状況」について

～ 精神障害の請求件数は406件と依然高水準で推移～

大阪労働局(局長 蒔苗 浩司)は、令和7年度の過労死等⁽¹⁾の労災請求件数や支給決定件数⁽²⁾等を取りまとめましたので公表します。

1 脳・心臓疾患の労災補償状況

請求件数 143件(前年度比 +25件)

支給決定件数 22件(前年度比 -13件) うち死亡は8件(前年度比 -4件)

2 精神障害の労災補償状況

請求件数 406件(前年度比 +102件)

支給決定件数 72件(前年度比 -13件) うち未遂を含む自殺は3件(前年度比 -1件)

- (1) 「過労死等」とは、過労死等防止対策推進法第2条において、「業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害をいう。」と定義されています。
- (2) 支給決定件数は、令和7年度中に「業務上」と認定した件数で、令和7年度以前に請求があったものを含みます。

詳細は次頁以降をご覧ください。

1 脳・心臓疾患の労災補償状況

(1) 業種別 【表1 - 2】

- ・ 請求件数は「運輸業、郵便業」31件、「建設業」「医療、福祉」18件の順に多い。
- ・ 支給決定件数は「運輸業、郵便業」6件、「建設業」3件、「宿泊業、飲食サービス業」2件の順に多い。

(2) 職種別 【表1 - 3】

- ・ 請求件数は「サービス職業従事者」27件、「輸送・機械運転従事者」25件、「建設・採掘従事者」17件の順に多い。
- ・ 支給決定件数は「輸送・機械運転従事者」5件、「サービス職業従事者」4件、「専門的・技術的職業従事者」「販売従事者」「建設・採掘従事者」3件の順に多い。

(3) 年齢別 【表1 - 4】

- ・ 請求件数は「50～59歳」60件、「60歳以上」57件、「40～49歳」19件の順に多い。
- ・ 支給決定件数は「50～59歳」11件、「40～49歳」7件、「60歳以上」4件の順に多い。

(4) 時間外労働時間別（1か月または2～6か月における1か月平均）【表1 - 5】

- ・ 支給決定件数は「評価期間1か月」では「80時間以上～100時間未満」「100時間以上～120時間未満」「120時間以上～140時間未満」がそれぞれ1件である。
- ・ また、「評価期間2～6か月における1か月平均」では「60時間以上～80時間未満」「80時間以上～100時間未満」の7件が最も多い。

2 精神障害の労災補償状況

(1) 業種別 【表2 - 2】

- ・ 請求件数は「医療、福祉」108件、「卸売、小売業」65件、「製造業」52件の順に多い。
- ・ 支給決定件数は「医療、福祉」16件、「製造業」「運輸業、郵便業」「卸売、小売業」8件の順に多い。

(2) 職種別 【表2 - 3】

- ・ 請求件数は「専門的・技術的職業従事者」101件、「事務従事者」94件、「販売従事者」69件の順に多い。
- ・ 支給決定件数は「専門的・技術的職業従事者」20件、「サービス職業従事者」15件、「販売従事者」12件の順に多い。

(3) 年齢別 【表2 - 4】

- ・ 請求件数は「40～49歳」107件、「50～59歳」101件、「30～39歳」97件の順に多い。
- ・ 支給決定件数では「20～29歳」20件、「40～49歳」18件、「30～39歳」「50～59歳」14件の順に多い。

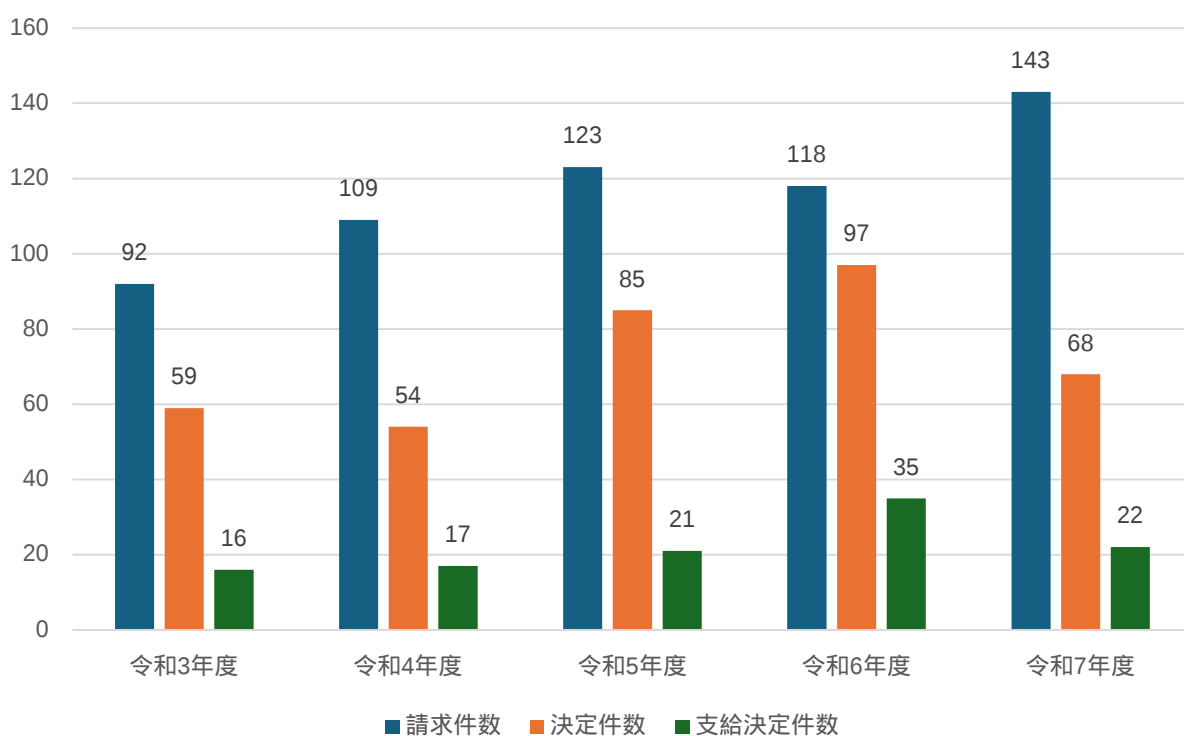
(4) 時間外労働時間別（1か月平均）【表2 - 5】

- ・ 支給決定件数は「100時間以上～120時間未満」が7件で最も多く、「120時間以上～140時間未満」5件の順に多い。

(5) 出来事別 【表2 - 7】

支給決定件数は「パワーハラスメント」16件、「セクシャルハラスメント」10件の順に多い。

脳・心臓疾患の請求・決定・支給決定件数の推移



精神障害の請求・決定・支給決定件数の推移

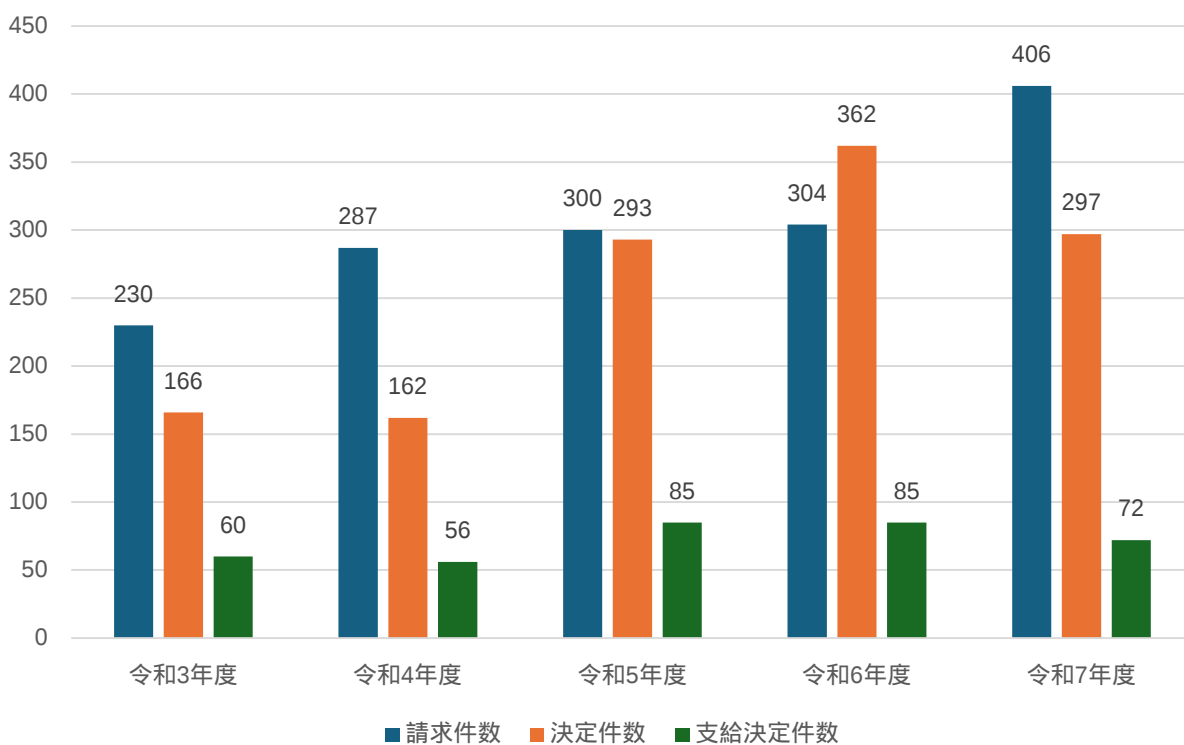


表 1 - 1 脳・心臓疾患の労災補償状況

年 度 区 分		全国					大阪				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
脳・心臓疾患	請求件数	753(124)	803(125)	1,023(171)	1,030(165)	1,254(176)	92(15)	109(18)	123(20)	118(17)	143(24)
	決定件数	525(67)	509(84)	667(88)	784(112)	811(110)	59(6)	54(12)	85(14)	97(9)	68(5)
	うち支給決定件数 【認定率】	172(9) 【32.8%】 (13.4%)	194(18) 【38.1%】 (21.4%)	216(18) 【32.4%】 (20.5%)	241(12) 【30.7%】 (10.7%)	217(15) 【26.8%】 (13.6%)	16(2) 【27.1%】 (33.3%)	17(1) 【31.4%】 (8.3%)	21(4) 【24.7%】 (28.5%)	35(2) 【36.1%】 (22.2%)	22(0) 【32.4%】 (0.0%)
うち死亡	請求件数	173(17)	218(15)	247(30)	255(16)	303(19)	15(0)	29(2)	28(4)	32(2)	32(3)
	決定件数	169(11)	139(19)	187(10)	232(23)	236(13)	14(0)	14(2)	22(2)	33(2)	26(1)
	うち支給決定件数 【認定率】	57(1) 【33.7%】 (9.1%)	54(7) 【38.8%】 (36.8%)	58(5) 【31.0%】 (50.0%)	67(3) 【28.9%】 (13.0%)	67(3) 【28.4%】 (23.1%)	2(0) 【14.2%】 (0.0%)	7(1) 【50%】 (50.0%)	3(1) 【13.6%】 (50.0%)	12(1) 【36.4%】 (50.0%)	8(0) 【30.8%】 (0.0%)

- 注 1 本表は、労働基準法施行規則別表第1の2第8号に係る脳・心臓疾患について集計したものである。
- 2 決定件数は、当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。
- 3 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。
- 4 認定率は、支給決定件数を決定件数で除した件数である。
- 5 ()内は女性の件数で、内数である。なお、認定率の()内は、女性の支給決定件数を決定件数で除した数である。

表1 - 2 脳・心臓疾患の業種別請求、決定及び支給決定件数

業種(大分類) \ 年度	令和6年度						令和7年度					
	全国			大阪			全国			大阪		
	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
農業・林業・漁業・鉱業・採石業・砂利採取業	21 (0) <9(0)>	10 (1) <4(0)>	5 (0) <3(0)>	0 (0) <0(0)>	0 (0) <0(0)>	0 (0) <0(0)>	16 (1) <4(0)>	15 (2) <5(0)>	4 (1) <0(0)>	1 (0) <0(0)>	0 (0) <0(0)>	0 (0) <0(0)>
製造業	100 (3) <20(0)>	81 (5) <28(1)>	24 (1) <11(1)>	11 (1) <2(0)>	12 (1) <4(0)>	3 (0) <1(0)>	114 (6) <33(1)>	67 (2) <17(0)>	11 (0) <2(0)>	14 (1) <3(0)>	8 (0) <4(0)>	1 (0) <0(0)>
建設業	128 (3) <39(0)>	81 (2) <27(0)>	16 (1) <6(0)>	11 (0) <3(0)>	12 (0) <6(0)>	3 (0) <1(0)>	164 (1) <49(0)>	106 (2) <39(0)>	21 (1) <8(0)>	18 (0) <7(0)>	9 (0) <4(0)>	3 (0) <1(0)>
運輸業、郵便業	213 (8) <68(1)>	193 (4) <56(0)>	88 (0) <21(0)>	32 (0) <9(0)>	29 (0) <8(0)>	14 (0) <5(0)>	257 (9) <82(2)>	177 (5) <67(2)>	64 (1) <23(0)>	31 (2) <9(2)>	18 (1) <7(1)>	6 (0) <1(0)>
卸売、小売業	150 (35) <40(4)>	94 (16) <28(4)>	20 (1) <5(0)>	20 (4) <5(0)>	12 (2) <3(0)>	3 (0) <0(0)>	151 (28) <35(6)>	116 (20) <40(4)>	37 (2) <12(1)>	16 (2) <2(0)>	4 (0) <1(0)>	1 (0) <1(0)>
金融業、保険業	9 (2) <0(0)>	4 (1) <0(0)>	1 (0) <0(0)>	0 (0) <0(0)>	0 (0) <0(0)>	0 (0) <0(0)>	13 (8) <0(0)>	9 (4) <0(0)>	0 (0) <0(0)>	0 (0) <0(0)>	0 (0) <0(0)>	0 (0) <0(0)>
教育、学習支援業	22 (6) <7(1)>	16 (4) <5(2)>	2 (0) <1(0)>	2 (0) <2(0)>	1 (0) <1(0)>	1 (0) <1(0)>	21 (6) <5(1)>	20 (5) <5(0)>	6 (2) <1(0)>	1 (1) <0(0)>	1 (0) <1(0)>	1 (0) <1(0)>
医療、福祉	97 (58) <17(6)>	70 (42) <18(9)>	10 (2) <1(0)>	12 (8) <4(2)>	7 (5) <2(1)>	1 (1) <0(0)>	108 (56) <12(4)>	64 (34) <8(3)>	12 (4) <3(1)>	18 (11) <2(1)>	4 (2) <1(0)>	1 (0) <1(0)>
情報通信業	29 (3) <5(0)>	24 (2) <4(0)>	6 (1) <1(0)>	3 (0) <1(0)>	0 (0) <0(0)>	0 (0) <0(0)>	51 (6) <12(1)>	36 (4) <11(1)>	10 (0) <4(0)>	4 (0) <1(0)>	1 (0) <0(0)>	0 (0) <0(0)>
宿泊業、飲食サービス業	66 (18) <13(3)>	61 (17) <9(2)>	28 (3) <3(1)>	6 (3) <1(0)>	4 (0) <1(0)>	1 (0) <0(0)>	82 (16) <17(2)>	51 (12) <10(1)>	19 (1) <5(0)>	3 (0) <0(0)>	2 (0) <1(0)>	2 (0) <1(0)>
その他の事業 (上記以外の事業)	195 (29) <37(1)>	150 (18) <53(5)>	41 (3) <15(1)>	21 (1) <5(0)>	20 (1) <8(1)>	9 (1) <4(1)>	277 (39) <54(2)>	150 (20) <34(2)>	33 (3) <9(1)>	37 (7) <8(0)>	21 (2) <7(0)>	7 (0) <2(0)>
合計	1,030 (165) <255(16)>	784 (112) <232(23)>	241 (12) <67(3)>	118 (17) <32(2)>	97 (9) <33(2)>	35 (2) <12(1)>	1,254 (176) <303(19)>	811 (110) <236(13)>	217 (15) <67(3)>	143 (24) <32(3)>	68 (5) <26(1)>	22 (0) <8(0)>

注 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。
2 「その他の事業(上記以外の事業)」に分類されているのは、不動産業、他に分類されないサービス業などである。
3 ()内は女性の件数で、内数である。
4 < >内は死亡の件数で、内数である。

表1 - 3 脳・心臓疾患の職種別請求、決定及び支給決定件数

年度 職種	令和6年度						令和7年度					
	全国			大阪			全国			大阪		
	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
専門的・技術的職業従事者	149 (35) <31(2)>	127 (26) <32(7)>	32 (3) <10(1)>	14 (3) <4(1)>	17 (4) <9(2)>	4 (1) <4(1)>	165 (34) <47(4)>	115 (22) <38(3)>	38 (4) <9(1)>	15 (5) <3(0)>	6 (1) <2(0)>	3 (0) <1(0)>
管理的職業従事者	51 (3) <24(1)>	55 (3) <20(1)>	24 (1) <8(1)>	5 (0) <2(0)>	7 (0) <1(0)>	4 (0) <0(0)>	59 (2) <21(0)>	55 (3) <19(0)>	22 (2) <9(0)>	2 (0) <1(0)>	2 (0) <1(0)>	0 (0) <0(0)>
事務従事者	83 (26) <16(1)>	47 (13) <10(3)>	12 (0) <1(0)>	6 (2) <1(0)>	8 (1) <0(0)>	5 (0) <0(0)>	101 (38) <19(3)>	61 (18) <13(1)>	11 (3) <3(1)>	8 (1) <2(0)>	5 (0) <1(0)>	2 (0) <0(0)>
販売従事者	117 (26) <23(3)>	72 (10) <24(2)>	17 (0) <8(0)>	14 (3) <2(0)>	9 (1) <2(0)>	2 (0) <1(0)>	136 (23) <28(2)>	87 (15) <23(2)>	24 (1) <9(0)>	14 (1) <3(0)>	7 (0) <4(0)>	3 (0) <3(0)>
サービス職業従事者	136 (51) <23(7)>	104 (38) <20(7)>	34 (2) <3(0)>	18 (8) <6(1)>	9 (2) <2(0)>	3 (1) <0(0)>	170 (48) <29(5)>	97 (30) <21(3)>	26 (3) <8(1)>	27 (11) <3(1)>	12 (3) <3(0)>	4 (0) <2(0)>
輸送・機械運転従事者	177 (1) <58(0)>	169 (0) <54(0)>	75 (0) <20(0)>	25 (0) <8(0)>	25 (0) <8(0)>	12 (0) <5(0)>	231 (3) <72(1)>	152 (1) <57(1)>	55 (0) <21(0)>	25 (1) <9(1)>	16 (1) <7(1)>	5 (0) <1(0)>
生産工程従事者	66 (3) <18(0)>	50 (6) <21(1)>	15 (1) <8(1)>	9 (1) <4(0)>	8 (1) <4(0)>	3 (0) <2(0)>	72 (7) <14(1)>	52 (5) <10(1)>	6 (0) <0(0)>	11 (1) <1(0)>	4 (0) <2(0)>	0 (0) <0(0)>
運搬・清掃・包装等従事者	85 (16) <19(2)>	55 (12) <16(2)>	12 (3) <3(0)>	10 (0) <4(0)>	3 (0) <2(0)>	0 (0) <0(0)>	107 (16) <21(3)>	64 (12) <15(2)>	9 (0) <2(0)>	13 (3) <2(1)>	3 (0) <2(0)>	0 (0) <0(0)>
建設・採掘従事者	90 (1) <24(0)>	49 (2) <14(0)>	9 (1) <2(0)>	9 (0) <1(0)>	7 (0) <4(0)>	1 (0) <0(0)>	127 (1) <32(0)>	74 (2) <23(0)>	11 (1) <4(0)>	17 (0) <7(0)>	9 (0) <4(0)>	3 (0) <1(0)>
その他の職種 (上記以外の職種)	76 (3) <19(0)>	56 (2) <21(0)>	11 (1) <4(0)>	8 (0) <0(0)>	4 (0) <1(0)>	1 (0) <0(0)>	86 (4) <20(0)>	54 (2) <17(0)>	15 (1) <2(0)>	11 (1) <1(0)>	4 (0) <0(0)>	2 (0) <0(0)>
合計	1,030 (165) <255(16)>	784 (112) <232(23)>	241 (12) <67(3)>	118 (17) <32(2)>	97 (9) <33(2)>	35 (2) <12(1)>	1,254 (176) <303(19)>	811 (110) <236(13)>	217 (15) <67(3)>	143 (24) <32(3)>	68 (5) <26(1)>	22 (0) <8(0)>

注 1 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。
2 「その他の職種(上記以外の職種)」に分類されているのは、保安職業従事者、農林漁業作業者などである。
3 ()内は女性の件数で、内数である。
4 < >内は死亡の件数で、内数である。

表1 - 4 脳・心臓疾患の年齢別請求、決定及び支給決定件数

年度 年齢	令和6年度												令和7年度											
	全国						大阪						全国						大阪					
	請求件数		決定件数		うち支給決定件数		請求件数		決定件数		うち支給決定件数		請求件数		決定件数		うち支給決定件数		請求件数		決定件数		うち支給決定件数	
	うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡	
19歳以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
20～29歳	9	1	13	2	0	0	1	0	0	0	0	0	16	5	11	3	5	0	1	1	1	1	0	0
	(4)	(0)	(5)	(1)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(5)	(1)	(3)	(1)	(1)	(0)	0	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
30～39歳	49	16	31	14	8	3	6	4	7	5	3	2	57	14	39	11	12	4	6	1	2	1	0	0
	(7)	(1)	(2)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(6)	(0)	(5)	(0)	(1)	(0)	(1)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)
40～49歳	213	62	191	59	60	17	25	6	18	4	5	1	220	53	151	46	58	19	19	3	12	4	7	3
	(27)	(6)	(26)	(7)	(5)	(1)	(6)	(2)	(3)	(1)	(1)	(0)	(26)	(3)	(10)	(1)	(5)	(1)	(5)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)
50～59歳	411	88	311	86	129	35	56	12	42	15	21	7	508	125	312	90	79	21	60	18	32	13	11	5
	(62)	(3)	(31)	(4)	(4)	(2)	(5)	(0)	(2)	(1)	(1)	(1)	(68)	(4)	(47)	(6)	(5)	(0)	(11)	(2)	(3)	(1)	(0)	(0)
60歳以上	348	88	238	71	44	12	30	10	30	9	6	2	452	105	297	85	63	23	57	9	21	7	4	0
	(65)	(6)	(48)	(11)	(3)	(0)	(4)	(0)	(4)	(0)	(0)	(0)	(71)	(11)	(45)	(5)	(3)	(2)	(7)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)
合計	1,030	255	784	232	241	67	118	32	97	33	35	12	1,254	303	811	236	217	67	143	32	68	26	22	8
	(165)	(16)	(112)	(23)	(12)	(3)	(17)	(2)	(9)	(2)	(2)	(1)	(176)	(19)	(110)	(13)	(15)	(3)	(24)	(3)	(5)	(1)	(0)	(0)

注 ()内は女性の件数で、内数である。

表 1 - 5 脳・心臓疾患の時間外労働時間数（１か月平均）別支給決定件数

区 分	年 度		令和6年度												令和7年度											
			全 国						大 阪						全 国						大 阪					
			評価期間 1ヶ月		評価期間 2～6ヶ月		合 計		評価期間 1ヶ月		評価期間 2～6ヶ月		合 計		評価期間 1ヶ月		評価期間 2～6ヶ月		合 計		評価期間 1ヶ月		評価期間 2～6ヶ月		合 計	
			うち 死亡		うち 死亡		うち 死亡		うち 死亡		うち 死亡		うち 死亡		うち 死亡		うち 死亡		うち 死亡		うち 死亡		うち 死亡		うち 死亡	
45 時 間 未 満			0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
45 時間以上 ～ 60 時間未満			0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
60 時間以上 ～ 80 時間未満			11(1)	5(0)	35(2)	10(2)	46(3)	15(2)	3(0)	2(0)	5(1)	2(1)	8(1)	4(1)	5(0)	1(0)	48(3)	16(0)	53(3)	17(0)	0(0)	0(0)	7(0)	3(0)	7(0)	3(0)
80 時間以上 ～ 100 時間未満			17(1)	7(1)	63(3)	19(0)	80(4)	26(1)	3(0)	0(0)	9(0)	3(0)	12(0)	3(0)	7(2)	1(0)	42(1)	12(0)	49(3)	13(0)	1(0)	0(0)	7(0)	3(0)	8(0)	3(0)
100 時間以上 ～ 120 時間未満			18(1)	2(0)	22(0)	3(0)	40(1)	5(0)	0(0)	0(0)	3(0)	1(0)	3(0)	1(0)	27(0)	13(0)	21(2)	7(0)	48(2)	20(0)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	1(0)	1(0)
120 時間以上 ～ 140 時間未満			9(0)	1(0)	12(0)	4(0)	21(0)	5(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	8(0)	1(0)	7(1)	2(1)	15(1)	3(1)	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	2(0)	0(0)
140 時間以上 ～ 160 時間未満			3(0)	1(0)	7(0)	2(0)	10(0)	3(0)	0(0)	0(0)	3(0)	1(0)	3(0)	1(0)	4(0)	1(0)	1(1)	1(1)	5(1)	2(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
160 時 間 以 上			10(0)	0(0)	6(0)	3(0)	16(0)	3(0)	2(0)	0(0)	1(0)	1(0)	3(0)	1(0)	9(0)	3(0)	6(1)	2(0)	15(1)	5(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)
合 計			68(3)	16(1)	146(5)	41(2)	214(8)	57(3)	8(0)	2(0)	22(1)	8(1)	30(1)	10(1)	60(2)	20(0)	126(9)	40(2)	186(11)	60(2)	3(0)	1(0)	16(0)	6(0)	19(0)	7(0)

注 1 本表は、支給決定事案のうち、「異常な出来事への遭遇」「短期間の過重業務」を除くものについて分類している。
2 ()内は女性の件数で、内数である。

表1 - 6 脳・心臓疾患の就労形態別決定及び支給決定件数

年度 区分	令和6年度								令和7年度							
	全国				大阪				全国				大阪			
	決定件数		うち支給 決定件数		決定件数		うち支給 決定件数		決定件数		うち支給 決定件数		決定件数		うち支給 決定件数	
	うち 死亡		うち 死亡		うち 死亡		うち 死亡		うち 死亡		うち 死亡		うち 死亡		うち 死亡	
正規職員・従業員	562 (56)	178 (13)	217 (10)	63 (3)	77 (5)	27 (2)	33 (2)	11 (1)	527 (43)	168 (7)	174 (13)	55 (2)	46 (1)	21 (1)	16 (0)	7 (0)
契約社員	61 (13)	13 (1)	7 (1)	1 (0)	8 (2)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	86 (11)	30 (3)	17 (1)	4 (0)	8 (0)	2 (0)	3 (0)	1 (0)
派遣労働者	8 (2)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	26 (4)	8 (0)	1 (0)	1 (0)	3 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
パート・アルバイト	96 (41)	25 (8)	8 (1)	1 (0)	8 (2)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	98 (50)	13 (3)	11 (1)	3 (1)	5 (3)	1 (0)	1 (0)	0 (0)
その他(特別加入者等)	57 (0)	14 (0)	9 (0)	2 (0)	4 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	74 (2)	17 (0)	14 (0)	4 (0)	6 (0)	1 (0)	2 (0)	0 (0)
合計	784 (112)	232 (23)	241 (12)	67 (3)	97 (9)	33 (2)	35 (2)	12 (1)	811 (110)	236 (13)	217 (15)	67 (3)	68 (5)	26 (1)	22 0	8 (0)

注 1 就労形態の区分は以下のとおりである。

- ・ 正規職員・従業員：一般職員又は正社員などと呼ばれているフルタイムで雇用されている労働者。
- ・ 契約社員：専門的職種に従事させることを目的に雇用され、雇用期間の定めのある労働者。
- ・ 派遣労働者：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている労働者。
- ・ パート・アルバイト：就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている労働者。

2 ()内は女性の件数で、内数である。

表 2 - 1 精神障害の労災補償状況

年度 区分		全国					大阪				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
精神障害等	請求件数	2346(1185)	2683(1301)	3575(1850)	3780(1963)	4958(2597)	230(112)	287(140)	300(162)	304(145)	406(213)
	決定件数	1953(985)	1986(966)	2583(1283)	3496(1785)	3839(1992)	166(67)	162(76)	293(142)	362(180)	297(146)
	うち支給決定件数	629(277)	710(317)	883(412)	1056(504)	1082(530)	60(22)	56(28)	85(34)	85(37)	72(32)
	【認定率】	【32.2%】 (28.1%)	【35.8%】 (32.8%)	【34.2%】 (32.1%)	【30.2%】 (28.2%)	【28.2%】 (26.6%)	【36.1%】 (32.8%)	【34.5%】 (36.8%)	【29.0%】 (23.9%)	【23.4%】 (20.5%)	【24.2%】 (21.9%)
うち自殺 (未遂を含む。)	請求件数	171(15)	183(29)	212(24)	202(33)	215(43)	13(0)	20(4)	16(2)	13(1)	28(6)
	決定件数	167(20)	155(20)	170(23)	215(27)	212(36)	12(2)	10(1)	20(2)	22(4)	23(3)
	うち支給決定件数	79(4)	67(6)	79(7)	88(7)	76(9)	7(1)	1(0)	9(0)	4(0)	3(0)
	【認定率】	【47.3%】 (20.0%)	【43.2%】 (30.0%)	【46.5%】 (30.4%)	【40.9%】 (25.9%)	【35.8%】 (25.0%)	【58.3%】 (50.0%)	【10.0%】 (0.00%)	【45.0%】 (0.00%)	【18.1%】 (0.00%)	【13.0%】 (0.00%)

注 1 本表は、労働基準法施行規則別表第1の2第9号に係る精神障害について集計したものである。

注 2 決定件数は、当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。

注 3 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。

注 4 認定率は、支給決定件数を決定件数で除した数である。

注 5 自殺は、未遂を含む件数である。

注 6 ()内は女性の件数で、内数である。

表2 - 2 精神障害の業種別請求、決定及び支給決定件数

年度 業種(大分類)	令和6年度						令和7年度					
	全国			大阪			全国			大阪		
	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
農業・林業・漁業・鉱業・採石業・砂利採取業	21 (6) <3(0)>	19 (9) <3(0)>	8 (4) <1(0)>	2 (1) <1(0)>	2 (1) <1(0)>	1 (1) <0(0)>	34 (12) <1(0)>	30 (10) <1(0)>	13 (2) <1(0)>	0 (0) <0(0)>	0 (0) <0(0)>	0 (0) <0(0)>
製造業	583 (191) <46(4)>	495 (157) <45(2)>	161 (47) <21(0)>	38 (9) <4(0)>	44 (14) <4(1)>	8 (3) <2(0)>	720 (236) <44(2)>	549 (174) <49(5)>	158 (51) <21(1)>	52 (14) <7(0)>	37 (12) <8(0)>	8 (3) <2(0)>
建設業	192 (34) <28(1)>	177 (32) <30(2)>	81 (11) <14(0)>	19 (2) <2(0)>	20 (2) <4(0)>	8 (0) <1(0)>	246 (72) <17(1)>	221 (60) <30(2)>	98 (27) <15(2)>	14 (2) <1(0)>	11 (2) <1(0)>	6 (1) <0(0)>
運輸業、郵便業	280 (87) <11(1)>	287 (78) <17(1)>	110 (27) <10(0)>	19 (3) <1(0)>	22 (5) <1(0)>	5 (0) <0(0)>	419 (126) <15(0)>	328 (104) <16(0)>	104 (26) <6(0)>	42 (12) <2(0)>	34 (11) <2(0)>	8 (2) <0(0)>
卸売、小売業	545 (303) <33(7)>	497 (270) <35(4)>	120 (68) <9(1)>	47 (30) <0(0)>	58 (29) <4(0)>	7 (2) <0(0)>	645 (353) <24(3)>	507 (275) <27(6)>	116 (50) <10(2)>	65 (39) <6(3)>	40 (23) <2(1)>	8 (2) <0(0)>
金融業、保険業	78 (53) <6(1)>	77 (54) <0(0)>	10 (7) <0(0)>	8 (5) <1(0)>	6 (4) <0(0)>	1 (0) <0(0)>	104 (71) <2(1)>	85 (56) <8(1)>	23 (16) <2(1)>	11 (8) <0(0)>	9 (7) <0(0)>	3 (2) <0(0)>
教育、学習支援業	130 (76) <9(4)>	130 (86) <4(4)>	34 (19) <1(1)>	10 (6) <0(0)>	13 (7) <0(0)>	5 (2) <0(0)>	160 (88) <7(2)>	120 (72) <6(2)>	14 (6) <1(0)>	10 (5) <0(0)>	8 (6) <0(0)>	0 (0) <0(0)>
医療、福祉	983 (728) <14(6)>	862 (629) <25(10)>	270 (204) <11(5)>	77 (51) <1(0)>	91 (71) <2(1)>	20 (18) <0(0)>	1288 (986) <34(18)>	970 (740) <20(8)>	292 (238) <2(0)>	108 (78) <5(1)>	61 (42) <4(1)>	16 (12) <0(0)>
情報通信業	183 (88) <10(2)>	175 (81) <16(2)>	30 (12) <3(0)>	14 (7) <0(0)>	8 (4) <0(0)>	1 (1) <0(0)>	238 (94) <17(1)>	199 (86) <14(2)>	41 (14) <5(1)>	15 (1) <2(0)>	16 (3) <0(0)>	4 (0) <0(0)>
宿泊業、 飲食サービス業	169 (83) <5(1)>	165 (81) <9(0)>	75 (29) <4(0)>	19 (8) <0(0)>	27 (10) <1(0)>	16 (5) <0(0)>	247 (137) <10(0)>	187 (103) <6(2)>	64 (32) <3(0)>	28 (17) <1(0)>	21 (9) <0(0)>	7 (3) <0(0)>
その他の事業 (上記以外の事業)	616 (314) <37(6)>	612 (308) <31(2)>	157 (76) <14(0)>	51 (23) <3(1)>	71 (33) <5(2)>	13 (5) <1(0)>	857 (422) <44(15)>	643 (312) <35(8)>	159 (68) <10(2)>	61 (37) <4(2)>	60 (31) <6(1)>	12 (7) <1(0)>
合計	3780 (1963) <202(33)>	3496 (1785) <215(27)>	1056 (504) <88(7)>	304 (145) <13(1)>	362 (180) <22(4)>	85 (37) <4(0)>	4958 (2597) <215(43)>	3839 (1992) <212(36)>	1082 (530) <76(9)>	406 (213) <28(6)>	297 (146) <23(3)>	72 (32) <3(0)>

注 1 職種については、「日本標準産業分類」により分類している。

注 2 「その他の事業(上記以外の事業)」に分類されているのは、不動産業、他に分類されないサービス業などである。

注 3 ()内は女性の件数で、内数である。

注 4 < >内は自殺(未遂を含む)の件数で、内数である。

表2 - 3 精神障害の職種別請求、決定及び支給決定件数

年度 職種	令和6年度						令和7年度					
	全国			大阪			全国			大阪		
	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
専門的・技術的職業従事者	1030（620） <43(9)>	956（536） <65(10)>	300（169） <27(4)>	78（45） <4(0)>	109（66） <9(2)>	27（17） <3(0)>	1367（818） <66(14)>	1049（615） <55(10)>	296（187） <16(3)>	101（59） <10(2)>	82（40） <9(1)>	20（9） <2(0)>
管理的職業従事者	155（41） <30(0)>	146（41） <27(1)>	67（19） <15(1)>	10（3） <1(0)>	9（3） <2(0)>	1（1） <0(0)>	148（29） <22(1)>	165（37） <29(0)>	56（12） <19(0)>	6（1） <2(0)>	9（0） <2(0)>	3（0） <1(0)>
事務従事者	796（542） <25(10)>	754（504） <31(9)>	161（101） <6(1)>	78（46） <0(0)>	90（54） <3(1)>	16（7） <0(0)>	1137（736） <41(15)>	856（577） <24(9)>	165（111） <5(2)>	94（65） <7(3)>	65（48） <4(2)>	9（9） <0(0)>
販売従事者	453（236） <32(5)>	367（184） <26(3)>	98（47） <12(1)>	36（21） <1(0)>	35（12） <2(0)>	9（2） <0(0)>	536（288） <14(2)>	406（215） <24(3)>	109（53） <7(0)>	69（34） <3(1)>	42（20） <3(0)>	12（4） <0(0)>
サービス職業従事者	556（352） <15(4)>	547（347） <21(2)>	182（110） <9(0)>	40（20） <1(1)>	53（27） <2(1)>	19（8） <0(0)>	733（479） <26(10)>	541（355） <17(6)>	174（112） <7(2)>	61（40） <1(0)>	43（24） <0(0)>	15（9） <0(0)>
輸送・機械運転従事者	180（30） <6(2)>	167（26） <6(0)>	69（14） <3(0)>	15（2） <1(0)>	17（3） <1(0)>	6（0） <0(0)>	237（31） <6(0)>	184（29） <6(1)>	68（10） <1(0)>	23（1） <0(0)>	18（1） <0(0)>	6（0） <0(0)>
生産工程従事者	335（89） <24(3)>	307（82） <22(1)>	102（26） <9(0)>	17（2） <2(0)>	19（7） <0(0)>	2（1） <0(0)>	394（119） <19(0)>	329（93） <28(5)>	116（32） <12(2)>	21（4） <4(0)>	17（5） <4(0)>	2（1） <0(0)>
運搬・清掃・包装等従事者	131（40） <8(0)>	129（38） <6(1)>	30（10） <2(0)>	11（2） <1(0)>	13（2） <1(0)>	1（0） <1(0)>	220（72） <5(1)>	159（53） <9(1)>	41（8） <3(0)>	17（7） <0(0)>	11（6） <0(0)>	1（0） <0(0)>
建設・採掘従事者	95（3） <16(0)>	69（6） <8(0)>	31（2） <3(0)>	12（1） <1(0)>	7（2） <1(0)>	1（0） <0(0)>	118（7） <11(0)>	107（5） <17(0)>	43（2） <6(0)>	10（0） <1(0)>	6（0） <1(0)>	3（0） <0(0)>
その他の職種 （上記以外の職種）	49（10） <3(0)>	54（21） <3(0)>	16（6） <2(0)>	7（3） <1(0)>	10（4） <1(0)>	3（1） <0(0)>	68（18） <5(0)>	43（13） <3(1)>	14（3） <0(0)>	4（2） <0(0)>	4（2） <0(0)>	1（0） <0(0)>
合計	3780（1963） <202(33)>	3496（1785） <215(27)>	1056（504） <88(7)>	304（145） <13(1)>	362（180） <22（4）>	85（37） <4(0)>	4958（2597） <215(43)>	3839（1992） <212(36)>	1082（530） <76(9)>	406（213） <28(6)>	297（146） <23(3)>	72（32） <3(0)>

注 1 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

2 「その他の職種（上記以外の職種）」に分類されているのは、保安職業従事者、農林漁業作業者などである。

3 （ ）内は女性の件数で、内数である。

4 < > 内は自殺（未遂を含む）の件数で、内数である。

表2 - 4 精神障害の年齢別請求、決定及び支給決定件数

年度 年齢	令和6年度												令和7年度											
	全国						大阪						全国						大阪					
	請求件数		決定件数		うち支給決定件数		請求件数		決定件数		うち支給決定件数		請求件数		決定件数		うち支給決定件数		請求件数		決定件数		うち支給決定件数	
	うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺	
19歳以下	34 (18)	3 (0)	28 (18)	2 (0)	8 (3)	2 (0)	5 (2)	1 (0)	5 (2)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	39 (22)	3 (1)	32 (17)	3 (1)	11 (4)	0 (0)	3 (2)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)
20～29歳	733 (470)	37 (12)	720 (462)	49 (10)	243 (147)	16 (3)	58 (36)	1 (0)	72 (54)	4 (2)	21 (15)	0 (0)	972 (610)	51 (13)	726 (438)	44 (13)	236 (137)	10 (4)	78 (51)	8 (3)	57 (34)	3 (1)	20 (10)	0 (0)
30～39歳	889 (453)	38 (5)	821 (405)	48 (6)	245 (115)	17 (2)	79 (39)	1 (1)	83 (39)	7 (2)	15 (4)	1 (0)	1122 (603)	40 (7)	892 (471)	40 (7)	243 (127)	13 (2)	97 (50)	8 (1)	75 (34)	3 (0)	14 (9)	0 (0)
40～49歳	1041 (515)	52 (9)	978 (454)	60 (6)	284 (121)	31 (0)	94 (41)	3 (0)	117 (48)	4 (0)	31 (11)	2 (0)	1344 (641)	57 (12)	1033 (508)	49 (8)	294 (132)	14 (2)	107 (50)	5 (1)	73 (34)	7 (1)	18 (5)	0 (0)
50～59歳	870 (403)	54 (5)	779 (361)	45 (4)	225 (91)	17 (2)	55 (20)	4 (0)	71 (31)	5 (0)	14 (6)	0 (0)	1207 (602)	51 (8)	939 (462)	59 (6)	244 (109)	29 (1)	101 (53)	6 (1)	74 (37)	7 (1)	14 (6)	2 (0)
60歳以上	213 (104)	18 (2)	170 (85)	11 (1)	51 (27)	5 (0)	13 (7)	3 (0)	14 (6)	2 (0)	3 (1)	1 (0)	274 (119)	13 (2)	217 (96)	17 (1)	54 (21)	10 (0)	20 (7)	1 (0)	16 (6)	3 (0)	5 (1)	1 (0)
合計	3780 (1963)	202 (33)	3496 (1785)	215 (27)	1056 (504)	88 (7)	304 (145)	13 (1)	362 (180)	22 (4)	85 (37)	4 (0)	4958 (2597)	215 (43)	3839 (1992)	212 (36)	1082 (530)	76 (9)	406 (213)	28 (6)	297 (146)	23 (3)	72 (32)	3 (0)

注1 ()内は女性の件数で、内数である。

表2 - 5 精神障害の時間外労働時間数(1か月平均)別支給決定件数

区分 \ 年度	令和6年度				令和7年度			
	全国		大阪		全国		大阪	
		うち自殺 (未遂含)		うち自殺 (未遂含)		うち自殺 (未遂含)		うち自殺 (未遂含)
20 時 間 未 満	49 (30)	4 (1)	2 (2)	0 (0)	57 (24)	6 (1)	0 (0)	0 (0)
20時間以上～40時間未満	43 (15)	3 (0)	5 (3)	0 (0)	54 (20)	6 (1)	1 (0)	0 (0)
40時間以上～60時間未満	70 (20)	13 (0)	7 (0)	1 (0)	55 (16)	10 (0)	3 (2)	1 (0)
60時間以上～80時間未満	52 (13)	8 (0)	7 (1)	1 (0)	46 (17)	5 (1)	3 (0)	0 (0)
80時間以上～100時間未満	49 (9)	9 (0)	2 (0)	0 (0)	40 (9)	7 (1)	2 (0)	0 (0)
100時間以上～120時間未満	74 (14)	19 (1)	8 (1)	1 (0)	52 (18)	4 (1)	7 (1)	0 (0)
120時間以上～140時間未満	35 (11)	5 (1)	5 (2)	0 (0)	35 (7)	7 (1)	5 (0)	1 (0)
140時間以上～160時間未満	24 (8)	2 (0)	2 (0)	0 (0)	15 (4)	3 (0)	1 (0)	0 (0)
160 時 間 以 上	45 (7)	8 (1)	6 (1)	0 (0)	29 (10)	5 (0)	0 (0)	0 (0)
そ の 他	615 (377)	17 (3)	41 (27)	1 (0)	699 (405)	23 (3)	50 (29)	1 (0)
合計	1056 (504)	88 (7)	85 (37)	4 (0)	1082 (530)	76 (9)	72 (32)	3 (0)

(注) 1 その他の件数は、出来事による心理的負荷が極度であると認められる事案等、労働時間を調査するまでもなく明らかに業務上と判断した事案の件数である。

2 ()内は女性の件数で、内数である。

表2 - 6 精神障害の就労形態別決定及び支給決定件数

年度 区分	令和6年度								令和7年度							
	全国				大阪				全国				大阪			
	決定件数		うち支給 決定件数		決定件数		うち支給 決定件数		決定件数		うち支給 決定件数		決定件数		うち支給 決定件数	
	うち 自殺		うち 自殺		うち 自殺		うち 自殺		うち 自殺		うち 自殺		うち 自殺		うち 自殺	
正規職員・従業員	2711 (1273)	191 (17)	882 (381)	80 (5)	298 (138)	19 (3)	80 (32)	4 (0)	2947 (1409)	169 (18)	908 (413)	68 (6)	207 (82)	17 (1)	58 (23)	2 (0)
契約社員	223 (131)	9 (5)	48 (28)	3 (1)	24 (16)	1 (1)	4 (4)	0 (0)	232 (139)	3 (1)	51 (33)	0 (0)	22 (12)	0 (0)	3 (1)	0 (0)
派遣労働者	158 (94)	3 (1)	19 (9)	1 (0)	11 (7)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	148 (80)	5 (0)	22 (11)	0 (0)	17 (10)	1 (0)	2 (1)	0 (0)
パート・アルバイト	334 (256)	6 (4)	86 (72)	2 (1)	23 (18)	1 (0)	1 (1)	0 (0)	433 (337)	17 (15)	86 (70)	3 (3)	46 (42)	2 (2)	7 (7)	0 (0)
その他(特別加入者等)	70 (31)	3 (0)	21 (14)	2 (0)	6 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	79 (27)	18 (2)	15 (3)	5 (0)	5 (0)	3 (0)	2 (0)	1 (0)
合計	3496 (1785)	212 (27)	1056 (504)	88 (7)	362 (180)	22 (4)	85 (37)	4 (0)	3839 (1992)	212 (36)	1082 (530)	76 (9)	297 (146)	23 (3)	72 (32)	3 (0)

注 1 就労形態の区分は以下のとおりである。

- ・ 正規職員・従業員：一般職員又は正社員などと呼ばれているフルタイムで雇用されている労働者。
- ・ 契約社員：専門的職種に従事させることを目的に雇用され、雇用期間の定めのある労働者。
- ・ 派遣労働者：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている労働者。
- ・ パート・アルバイト：就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている労働者。

2 ()内は女性の件数で、内数である。

表2 - 7 精神障害の出来事別決定及び支給決定件数一覧

出来事の種類	具体的な出来事	令和6年度(全国)				令和6年度(大阪)				令和7年度(全国)				令和7年度(大阪)			
		決定件数		うち支給決定件数		決定件数		うち支給決定件数		決定件数		うち支給決定件数		決定件数		うち支給決定件数	
		うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺	
1 事故や災害の体験	業務により病気やケガをした	101 (30)	5 (1)	48 (13)	4 (1)	7 (1)	1 (1)	4 (0)	0 (0)	125 (54)	7 (0)	43 (10)	6 (0)	6 (2)	1 (0)	2 (0)	1 (0)
	業務に関連し、悲惨な事故や災害の体験、目撃をした	145 (75)	0 (0)	87 (36)	0 (0)	12 (9)	0 (0)	3 (2)	0 (0)	164 (86)	1 (0)	110 (51)	1 (0)	8 (4)	0 (0)	7 (4)	0 (0)
2 仕事の失敗、過重な責任の発生等	業務に関連し、重大な人身事故、重大事故を起こした	20 (7)	2 (0)	8 (4)	1 (0)	3 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	13 (5)	2 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	多額の損失を発生させるなど仕事上のミスをした	41 (12)	10 (0)	9 (0)	4 (0)	4 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	46 (15)	10 (0)	11 (4)	4 (0)	4 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
	会社で起きた事故、事件について、責任を問われた	25 (10)	2 (0)	9 (3)	1 (0)	3 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	13 (3)	5 (0)	6 (1)	4 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
	業務に関連し、違法行為や不適切な行為等を強要された	29 (10)	1 (0)	6 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	28 (7)	1 (0)	9 (3)	1 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	達成困難なノルマが課された・対応した・達成できなかった	23 (9)	4 (0)	8 (2)	2 (0)	9 (3)	2 (0)	3 (1)	0 (0)	18 (4)	4 (0)	4 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)
	新規事業や、大型プロジェクト(情報システム構築等を含む)などの担当になった	16 (3)	7 (1)	7 (2)	3 (0)	2 (1)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	25 (9)	4 (0)	6 (2)	2 (0)	4 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
	顧客や取引先から対応が困難な注文や要求等を受けた	29 (13)	7 (0)	10 (4)	4 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	44 (24)	5 (0)	11 (6)	3 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	上司や担当者の不在等により、担当外の業務を行った・責任を負った	7 (4)	1 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	16 (11)	1 (0)	4 (2)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった	359 (139)	53 (4)	120 (41)	21 (0)	39 (9)	5 (2)	15 (3)	0 (0)	353 (134)	45 (5)	113 (41)	17 (3)	31 (8)	4 (0)	8 (1)	1 (0)
	1か月に80時間以上の時間外労働を行った	88 (19)	14 (1)	51 (12)	6 (0)	7 (2)	0 (0)	5 (1)	0 (0)	90 (21)	15 (5)	40 (9)	7 (1)	13 (1)	3 (1)	5 (0)	0 (0)
3 仕事の量・質	2週間以上にわたって休日のない連続勤務を行った	52 (12)	8 (0)	36 (6)	7 (0)	9 (1)	2 (1)	6 (1)	0 (0)	44 (7)	5 (0)	30 (6)	3 (0)	5 (1)	1 (0)	5 (1)	1 (0)
	感染症等の病気や事故の危険性が高い業務に従事した	10 (7)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	8 (6)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	勤務形態、作業速度、作業環境等の変化や不規則な勤務があった	11 (5)	3 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	13 (9)	3 (2)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	退職を強要された	67 (42)	4 (0)	18 (17)	0 (0)	5 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	61 (32)	2 (1)	11 (5)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	2 (2)	0 (0)
	転勤・配置転換があった	132 (43)	16 (3)	21 (6)	6 (3)	8 (2)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	136 (51)	5 (0)	12 (4)	0 (0)	8 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	複数名で担当していた業務を1人で担当するようになった	13 (8)	1 (0)	5 (3)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	18 (10)	0 (0)	6 (3)	0 (0)	3 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	雇用形態や国籍、性別等を理由に、不利益な処遇等を受けた	27 (15)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	3 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	35 (12)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
4 役割・地位の変化等	自分の昇格・昇進等の立場・地位の変更があった	16 (7)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	18 (8)	2 (0)	5 (1)	1 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	雇用契約満了が迫った	12 (5)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	11 (6)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワー・ハラスメントを受けた	389 (178)	17 (1)	224 (101)	10 (1)	35 (19)	0 (0)	17 (10)	0 (0)	403 (180)	14 (2)	222 (82)	12 (1)	25 (10)	0 (0)	16 (7)	0 (0)
	同僚等から、暴行又はひどいいじめ・嫌がらせを受けた	101 (58)	2 (1)	44 (27)	1 (0)	9 (3)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	133 (59)	7 (4)	62 (17)	3 (1)	11 (4)	0 (0)	4 (0)	0 (0)
	上司とのトラブルがあった	953 (503)	31 (9)	38 (12)	4 (1)	119 (64)	4 (0)	1 (0)	2 (0)	1061 (548)	46 (11)	36 (17)	2 (1)	85 (42)	6 (0)	0 (0)	0 (0)
	同僚とのトラブルがあった	217 (137)	7 (4)	4 (0)	0 (0)	16 (11)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	257 (179)	3 (1)	5 (2)	0 (0)	18 (14)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
6 対人関係	部下とのトラブルがあった	34 (14)	1 (0)	3 (2)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	56 (23)	1 (0)	6 (4)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた	207 (155)	1 (0)	108 (78)	1 (0)	23 (21)	0 (0)	9 (7)	0 (0)	240 (179)	3 (0)	127 (98)	1 (0)	19 (15)	0 (0)	9 (6)	0 (0)
	上司が替わる等、職場の人間関係に変化があった	7 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	12 (8)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	セクシュアルハラスメントを受けた	191 (184)	0 (0)	105 (102)	0 (0)	18 (17)	0 (0)	9 (9)	0 (0)	233 (227)	3 (3)	127 (123)	2 (2)	16 (16)	0 (0)	10 (10)	0 (0)
	特別な出来事 注3	79 (31)	10 (1)	78 (30)	10 (1)	9 (3)	0 (0)	9 (3)	0 (0)	74 (38)	6 (0)	74 (38)	6 (0)	3 (1)	0 (0)	3 (1)	0 (0)
9 その他 注4		95 (48)	6 (0)	0 (0)	0 (0)	15 (5)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	91 (37)	11 (4)	0 (0)	0 (0)	15 (7)	4 (2)	0 (0)	0 (0)
合計		3496 (1785)	215 (27)	1056 (504)	88 (7)	362 (180)	22 (4)	85 (37)	4 (0)	3839 (1992)	212 (36)	1082 (530)	76 (9)	297 (146)	23 (3)	72 (32)	3 (0)

注1 「具体的な出来事」は、令和5年9月1日付け基発0901第2号「心理的負荷による精神障害の認定基準について」別表1による。

令和5年9月1日の認定基準の改正に伴い、「感染症等の病気や事故の危険性が高い業務に従事した」と及び「顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた」が追加されたほか、旧認定基準における「具体的な出来事」の項目に統合があったため、旧認定基準で評価したものであって改正後の認定基準において統合された項目に関するものについては、改正後の認定基準において対応する項目に計上している。

注3 「特別な出来事」は、心理的負荷が極度のもの等の件数である。

注4 「その他」は、評価の対象となる出来事が認められなかったもの等の件数である。

注5 自殺は、未数を含む件数である。

注6 ()内は女性の件数で、内数である。

表3 脳・心臓疾患及び精神障害のうち裁量労働制対象者に係る決定及び支給決定件数

年度		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
区分					
脳・心臓疾患	決定件数	0 (0)	0 (0)	2 (0)	1 (1)
	専門業務型	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)
	企画業務型	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
	うち支給決定件数	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (1)
	専門業務型	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)
	企画業務型	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
精神障害	決定件数	0 (0)	1 (0)	0 (0)	3 (0)
	専門業務型	0 (0)	1 (0)	0 (0)	3 (0)
	企画業務型	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	うち支給決定件数	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
	専門業務型	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
	企画業務型	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

注1 裁量労働制として働いていたが法定要件を満たしていない事案も含めて集計している。

注2 決定件数は、当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。

注3 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」として認定した件数である。

注4 ()内は、脳・心臓疾患については死亡の件数、精神障害については自殺(未遂を含む)の件数で、内数である。